

〔別紙1〕鳥取県工業用水利用促進事業費補助金の 事務手続きについて(工業用水給水施設リース)

1. リース・レンタル計画認定申請書(企業→県)

【提出書類】下記提出先に郵送又は持参してください。
・鳥取県工業用水利用促進事業費補助金に係るリース・レンタル計画認定申請書
・見積書、図面等
※リース契約の開始までに認定を受けることを考慮して申請してください。

2. リース・レンタル計画認定書(県→企業) リース契約の開始まで

3. 交付申請提出(企業→県) 指定日まで(別途調整して定めます)

【提出書類】下記提出先に郵送又は持参してください。
・鳥取県工業用水利用促進事業費補助金交付申請書
・鳥取県工業用水利用促進事業計画書
・鳥取県工業用水利用促進事業収支予算書
・見積書、図面等

4. 事業開始(企業)

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

5. 交付決定通知到着(県→企業) 交付申請から原則20日以内

6. 事業完了(企業)

※事業の完了とは:補助対象経費の支払いがすべて完了した日

7. 実績報告書提出(企業→県) 完了・廃止・中止から20日以内

【提出書類】下記提出先に郵送又は持参してください。
・鳥取県工業用水利用促進事業費補助金実績報告書
・鳥取県工業用水利用促進事業実績報告書
・鳥取県工業用水利用促進事業収支決算書
・リース業者からの請求書の写し、支払証憑等

8. 交付額確定通知書(県→企業)

9. 請求書(企業→県)

○振込口座と補助金の額を記載いただいた請求書を下記提出先まで
郵送又は持参してください。

10. 補助金の支払い(県→企業)

【資料提出・問い合わせ先】

鳥取県企業局 経営企画課 営業誘致担当 〒680-8570 鳥取市東町一丁目271
電話 0857-26-7444 ファクシミリ 0857-26-8193 電子メール kigyou@pref.tottori.jp